



月刊 千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

91.7.22 No. 3431



もし憲法が改悪されたら 7・28 国会闘争にむけて

□ いったいどうなる

憲法改悪の目的は、なによりも徴兵制だ。徴兵制は憲法改悪なくしてはできない。憲法が改悪される場合、まず、第九条に手がつくことは明らかだ。「国権の発動たる戦争と武力による威嚇・武力の行使は、……これを永久に放棄する」「陸海空軍その他戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」という戦争放棄の項目だ。

しかし、それだけでは済まないだろう。集会・結社・表現・通信の秘密を保障した第二一条が狙われることは明らかだ。これを改悪して、かつて国会に提出された「国家機密法」「スパイ防止法」や「有事立法」「国家総動員法」のようなものが創られることは明らかだ。憲法にも、国家の非常事態時

戦争について
考える ⑤

に関する条文を入れてくるだろう。さらに、良心的兵役拒否の根拠となる、第十九条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」が邪魔になるはずだ。第十一条「国民の事件は侵すことのできない永久の権利」や第十三条「個人の尊重」、第二十五条「すべての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」、第三四条「不法拘禁に対する保障」や第三五条「住居の不可侵」も危ない。もちろん、二八条「団結権・団体交渉権・争議権の保障」も真先に狙われるだろう。当然憲法前文の「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を制定する」も改悪されるに違いない。

かつて、「治安維持法」や「国家総動員法」で結社や労働組合、政治結社の自由を奪い、言論を封殺して、侵略戦争に突っ走ったのだ。

軍事裁判や
軍事教練も

徴兵制が敷かれ、自衛隊が正式に「軍」となれば、当然軍事裁判が設けられて、徴兵を拒否したり、命令に従わなければ、そこで裁かれることになる。戦前の日本では、「兵役法」によって、男子は二十歳になると徴兵検査を受け、二年間の兵役義務を負っていた。しかしそれだけで解放されるわけではなく、除隊後も予備役に編入され、三七歳まで召集に応じなければならなかった。拒めば監獄「非国民」、家族まで村八分だったのである。また、こうなれば、学校でもどのような教育が行なわれるようになるか、推して知るべしである。体育の時間も軍事教練まがいのことが行なわれるに違いない。

防衛費もあつと
いう間にはね上げる

さらに、正式な軍隊となれば、海外の作戦行動に必要なさまざまな装備を揃えることになる。そうなれば現在でも、世界第三位、四兆二千五百億円、総予算の約六%におよぶ防衛費は、あつという間にはね上がり、際限のない膨張を始める。そして、これを支えるために増税が強いられる。消費税もあつという間に五%、一〇%と上がることは間違いない。すでに、自民党内では、「国際貢献基金」に……。

PKO・小選挙区法案
国会日程阻止集会へ結集を
七月二十八日、清水谷公園
指定列車 千葉十時三四分快速